

## 第2次三重県食育推進計画

### 第1 三重の食育の現状と今後の展開

#### (1) これまでの取組と課題

平成17年7月に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年3月には、国として食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開を始めました。

さらに、県においては平成19年3月に「三重県食育推進計画」を策定し様々な取組を行ってきました。

その結果、教育現場においては栄養教諭（※1）の配置など、食に関する指導の体制整備が進むとともに、多くの学校、保育所等（認定こども園を含む。以下、同様とする。）で学校給食などを通じ、地域の食材活用や生産者と連携した食育が行われるようになりました。

また、農林水産体験など地域の生産現場や食文化の体験学習が多くの学校、保育所等で実施されるようになりました。

一方、健康的な食生活を実践するための望ましい食習慣の定着については、食事バランスガイド（※2）の活用や幼児の朝食欠食予防の取組が広く進みました。

しかし、糖尿病をはじめとする生活習慣病の増加や、肥満、過度の痩身など食生活の乱れの問題、孤食、個食など一人で食べる子どもたちの増加、高齢者における食生活の質の問題などが指摘されており、知識としての理解から実践をともなう食育の実施が必要となっています。

#### (2) 第2次三重県食育推進計画の策定の方向性

今後の食育の推進に当たっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」（食育基本法第2条）を旨とし、これまでに行ってきた取組とその成果を踏まえ、周知と体制づくりの段階から実践活動の定着をめざした取組を進めることにより、「生涯食育」の観点に立ってライフステージに応じた間断ない食育の展開を図ります。

また、食を通じたコミュニケーションに着眼し、食への感謝の念と理解促進を図るとともに、特に家庭における共食（※3）を通じた子どもたちへの食育を進めます。

さらに、食育の重要性やあらたな食を取り巻く現状を踏まえ、生活習慣病予防など健康に配慮した食生活の実践や安全・安心な食の供給など、県民の皆さんの健全な食生活の実現に向け、家庭、学校、保育所、地域、それぞれの場面において食育を進めます。

これらの取組は、食に関わるすべての人々が、力を合わせ、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めていきます。

なお、本計画の期間については、平成23年度から27年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行うこととします。

### (3) 食育推進計画の実施による本県のめざすべき姿

本計画の推進を通して、県民の皆さん一人一人が、食に対する正しい知識と判断力をもち、適切な食生活を生涯にわたって自ら実践できる力を身につけ、食を通じた豊かな暮らしを実現する姿をめざします。

また、県民の皆さんが、家庭を食育の要と考え、食事や団らんを楽しみながら、親から子、孫へと食に関する知識や文化、作法、習慣などを伝えることの重要性を理解し、共食など食を通じたコミュニケーションが日常生活に根付いている姿をめざします。

## 第2 取組方針

県では、第1(2)の食育推進の基本的な方向性を踏まえつつ6つの取組方針を定め、これらの方針に基づいて食育の施策を展開していきます。

### (1) 生涯にわたる間断ない食育の推進と県民の皆さんの心身の健康増進

社会環境の変化等により県民の皆さんの生活リズムが不規則になってきています。

また、豊かな食環境が提供される一方で、栄養の偏りや食習慣の乱れも目立っており、肥満や生活習慣病等の増加が問題となっています。

そこで、ライフステージに応じた望ましい食生活について情報発信や学習の機会を設定し、生涯を通じて県民の皆さん一人一人が食に関する正しい知識と判断力を習得できるよう支援するとともに、実践しやすい食環境整備を推進します。あわせて、県民の皆さんの健康の保持増進を図るために、生活習慣病の予防、改善につながる取組を進めます。

### (2) 共食を通じたコミュニケーションの促進と食への理解と感謝の念の醸成

家族などと一緒に食事をする事は、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会となるものです。

朝食または夕食を家族とともに食事する機会に関しての三重県の状況は1週間のうち10.3回という結果(平成23年度三重県独自調査)となっており、全国平均の9.0回と比べても、低い状況ではありませんが、近年、仕事などを含むライフスタイル、世帯構成などの家庭態様等の変化が、急速に進んでおり、家族が食卓を囲んで食を通じたコミュニケーションを図る共食の機会が減少していく懸念があります。

こうした状況は、適切な食のあり方を知る機会を失うものであると同時に、自然の恩恵の上に成り立ち、生産者をはじめとした多くの人々の苦労や努力に支えられている食への理解と感謝の念が育つ機会の減少にもつながるものです。

そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、家庭における共食への理解と実践の促進を図り、食への適切な理解と感謝の念の醸成を進めます。

### (3) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の取組促進

食育を進める上で、子どもを対象とした活動は、その基礎を築くものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取組が重要です。

そこで、保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識向上を図るとともに、家庭、学校、

保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができる取組が実施されるよう支援を行います。

#### (4) 伝統的な食文化の継承

本県では、特色ある気候・風土や地理的条件、歴史的背景などから、各地域において、地域の食材を用いた料理や調理方法、食生活に係る地域の風習など、独自の食文化が生み出されてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化の進行、地域においては、高齢化や都市住民との混住化により、地域コミュニティが弱体化し、これまで培ってきた食文化の維持・継承が困難になってきています。

食文化は、地域の貴重な財産であり、魅力的な地域づくりや地域産業の振興につながるものでもあることから、維持・継承していくことが必要です。

そこで、様々な役割を果たしている食文化を、次の世代へと継承するとともに、子どもや青少年もふくめ様々な世代が積極的に活用し、その維持発展が進むよう支援を行います。

#### (5) 持続可能で環境と調和した食への理解と実践活動の促進

食育において、食料品の生産や食事に関する知識のみでなく、食品廃棄の削減、リサイクルなど食に関わる全ての流れについて、正しい知識と適切な判断力の育成や「もったいない」という気持ちの醸成に取り組むことが重要です。

そのため、持続可能で環境と調和した視点による、食に関する情報発信や環境学習・環境教育を行います。

#### (6) 食の安全・安心に関する正しい知識と判断力の醸成促進

食の安全・安心の確保は、食生活における基本的な問題であり、関心も高まっています。

食に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことができるよう情報発信や学習機会の設置を行います。

### 第3 具体的施策

#### 1 家庭における食育の推進

家庭は、日々繰り返す食生活の中で、食事や団らんを楽しみながら親から子、孫へと食に関する習慣や知識が受け継がれていく場であり、食育にとって重要な場面です。

また、子どもの頃に身に付けた食習慣は生涯にわたって影響するものであり、子どものうちに健全な食生活を確立することが重要です。

そこで、日常生活の基盤である家庭において、子どもたちへの食育の取組が確実に実施されるよう施策を行っていきます。

### (1) 生活リズムの向上

適切な生活リズムを身に付けることは、健全で充実した生活を実現する上で重要なものです。とりわけ、食に関する生活リズム（習慣）は健康に関わるものであり、家庭において身に付けていくことが非常に重要です。

そこで、食の観点からの適切な生活リズムの習得と質の向上、特に、生活リズムのはじまりともいえる朝食について、その欠食の減少と朝食の質の向上について取り組むものとします。

具体的には、「早寝、早起き」や1日の活動源である「朝食を食べる割合」を増加させるため、市町、学校、保育所、地域や企業、民間団体等の支援を行いながら情報発信や啓発活動を行っていきます。

### (2) 望ましい食習慣や知識の習得

家族が食卓を囲んで楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点ともいえるものであり、食文化の継承やしつけ、世代間交流など子育てにとって重要なものと考えられます。

また、生涯にわたる健康づくりと健全な食習慣の基盤として、幼少期から健康や栄養、さらに食の安全や食べ残しなどの食に関する環境問題などについて正しい知識を学び、適切な食習慣を習得することが重要です。

このため、家庭では食文化や作法など様々な食の情報が子どもに伝えられ、また、なにより食を楽しめるものと感じるように、家族とともに食事をする機会を増やしていくことが重要となります。

このような家庭での取組を支援するため、県では、各種の子育て支援活動や地域づくり活動などの機会を通じて、共食の重要性とともに様々な食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育の推進を図ります。

また、学校、保育所等を通じて保護者に対し、給食だよりやリーフレット、家庭教育手帳（※4）等を配布し、適切な栄養管理など食育に関する知識等の啓発に努めます。

### (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦自身の安全な出産と産後の健康回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊産婦自身が食生活への関心を高めて正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践することが重要となります。

そこで、妊産婦等への栄養指導、食生活指導の充実を促し、様々な機会を通じて啓発を行うことにより、食生活への関心が高まるように努めます。

また、乳幼児期は心身の機能や食行動が著しく発達する時期であることから、発育・発達段階に応じた食生活を促すことにより健康的な食習慣、生活リズムが定着するよう努めます。

これらについては、市町と協働し、母子保健計画（※5）や次世代育成支援行動計画（※6）等との整合を図り、保健医療、子育て支援等の連携と栄養指導の充実に努めます。

#### (4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年期は、食への無関心さ、過度の痩身志向、ストレスの増大などにより不規則な食生活や栄養バランスの欠如等が問題となりやすい時期です。このため、生活習慣の基本となる家庭において、正しい食への知識と理解があり、健全な食生活が実践されていることが重要です。そこで、県としては、健康美を含めた健康意識の啓発に努めます。

また、郷土料理や地域食材を活用した料理体験などへの参加を推進し、食文化ならびに地域食材への理解醸成に努めます。

## 2 学校、保育所等における食育の推進

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となる重要なものです。

このためには、子どもたちが、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、望ましい食習慣を形成していくことや、生産体験など様々な経験を通して、食の大切さや食に関わる人々に対する感謝の気持ちを持つなど、豊かな感情を育むことが求められます。

そこで、学校や保育所等の関係者はあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努める必要があります。そして、子どもたちが食への関心を持ち食の大切さや楽しみを実感することによって、家庭への良き波及効果をもたらすことが期待できるため、家庭や地域と連携しつつ、適切な取組を行うことが大切です。

学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもたちの発達段階に応じた食育推進活動を行い、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう施策を行っていきます。

#### (1) 食に関する指導の充実

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記され、各教科等でも食育に関する記述が充実されました。また、幼稚園教育要領においても、食育に関する記述が充実されました。このことを踏まえ、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。そのためには、子どもたちが食について計画的に学ぶことができるよう、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭や食育担当者（※7）を中心とした教職員の連携・協力による学校としての食に関する指導の全体計画を作成し、より効果的な食に関する指導を推進します。

また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、食生活と健康、規則正しい生活の大切さ、食文化、食の安全等の食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう努めます。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理に関する体験、食品廃棄物の再生利用等に関する体験等、子どもたちの様々な体験活動を進めます。

これらの取組について、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めます。

## (2) 学校給食の充実

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や充実を促進します。

学校給食に地場産物を使用したり郷土料理を取り入れたりすることは、子どもたちの地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる人たちや食への感謝の気持ちを育むなど、大きな教育的意義を有しています。このことから、地域の農林漁業者や地域の人たちとの交流や、子どもたちが栽培、収穫したものの給食食材への活用などを行い、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として一層活用されるよう取り組み、地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念の醸成を図ります。

県では、生産者や関係団体等と連携し、地域農産物の生産状況と学校給食献立計画等の情報交換を行う機会を設定するなど、学校給食への地場産物の安定的な納入体制づくりの支援を行うとともに、「みえ地物一番給食の日」(※8)の取組を定着させるなど、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。

また、地場産物が給食に導入される機会を拡大するため、地域食材を生かした食品を扱う事業者と栄養教諭、調理員等の学校給食従事者との情報・意見交換が行える場を設置し、新たな地域食材活用食品の開発支援を進めます。

食物アレルギーを有する子どもへの対応については、三重県教育委員会が作成した「学校給食における食物アレルギー対応の手引」(平成20年3月)や「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」(平成22年3月)をもとに、子どもたちの実態を把握しながら、栄養教諭等を中心として、個別的な相談指導や除去食(※9)等など個に応じた給食の提供の推進を図ります。

## (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

子どもの肥満は生活習慣病の大きな要因であり、また過度の痩身は健やかな成長を阻害する要因となります。肥満と過度の痩身の予防には、早期から適切な食生活や運動の習慣を身に付けることが重要です。

このため、子どもやその保護者等に対して健全な食事・運動を維持するための啓発を行うとともに、栄養教諭をはじめ、学級担任や養護教諭、学校医等が連携して、偏食傾向、肥満傾向等のある子どもとその保護者への個別的な相談指導を推進します。

## (4) 保育所等での食育推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期です。

これらのことから、保育所等においては、保育士、管理栄養士(※10)、栄養士、調理員等職員が連携・協力して食育を実践するとともに、乳幼児だけでなく保護者や地域の在宅子育て家庭への情報発信源となるよう啓発活動を行います。

### 3 地域における食育の推進

食育は、子どもだけでなくそれぞれのライフステージを通じて継続的に行われるべきものであり、「生涯食育社会」の視点で取り組まれていくことが必要です。

また、農林水産業の営みをはじめとする食に関する様々な取組は、日々の生活とともに特色ある地域文化の基礎ともなっており、地域社会全体で理解を深めて取り組んでいくことが重要です。

さらに、全ての県民の皆さんがいきいきと暮らす地域であるためには、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養への対策、運動習慣の定着などに取り組んでいく必要があります。

そこで、地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員（※11）などによる活動や、食品関連事業者による取組、さらに様々な地域活動と連携し、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を行います。

#### (1) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

栄養バランスの優れた「日本型食生活」は健全な食生活を送るうえで重要であり、また、本県の恵まれた気候・風土や様々な生産技術により育まれた地域食材や食文化の再発見につながる効果も期待されます。

そこで、地域食材・食文化に関する情報提供を行うとともに、食生活改善推進員との連携などにより日々の食事に地域食材を活用する食生活の普及を図り、「日本型食生活」の実践を進めます。

#### (2) 「みえの食生活指針」(※12) や「食事バランスガイド」の活用促進

県民の皆さんが食への関心を高め、食生活を改善するための実践指標となるように策定された「みえの食生活指針」(平成13年度策定)の普及と定着に引き続き取り組んでいきます。

また、健康的な食生活を具体的に実践できるように、一日の食事の組み合わせなどを示した「食事バランスガイド」の普及と活用を進めます。

さらに小売りや外食、職場の食堂等給食施設を通じて働く世代など県民の皆さんへの啓発、情報発信に努めます。

#### (3) 専門的知識を有する人材の養成・活用

ライフステージに応じた間断ない食育を進めていくためには、個々の主体が取り組むだけでなく、地域全体として取り組むことが重要ですが、そのためには地域の取組の核となる専門的な知識を有する人材が必要となります。このため、教育、医療、福祉、行政等の各職域で栄養指導等を行う管理栄養士や栄養士、給食施設、飲食店等に従事する調理師、農林水産業における生産者、企業や団体等、食に関わる人々に対して、連携して食育を推進するよう資質の向上に向けた研修会を開催するとともに、地域ごとのネットワークの構築を図るなど、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。

また、地域で活動するボランティア組織の育成と活動の活性化を支援し、県民の皆さん一

人一人への働きかけを促します。

#### (4) 健康づくりにおける食育推進

県民の皆さんの健康づくりのためには、糖尿病などの生活習慣病の予防や肥満、過度の痩身、高齢者における食生活の質の改善などに努めることが重要です。

そこで、県民の皆さんの生活習慣病予防及び改善、介護予防の視点から、県民の皆さん一人一人が年代やライフスタイルに応じて望ましい食生活や適度な運動ができるように保健所・保健センター等、県や市町が連携を深め、食育に関する普及・啓発活動を推進します。

また、豊かな食生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達や維持と、味わいやころのくつろぎにつながる食べ方に関心を持つことが重要であり、関連する情報の提供や歯科保健活動の推進を行います。

#### (5) 食品関連事業者等による食育推進

県民の皆さんに食への理解を深め、もったいないという意識や感謝の念を醸成していくためには、地域社会において食に携わる多くの事業者と連携した食育の取組を進めていくことが必要です。

そこで、「健康づくり応援の店」(※13)や「みえ地物一番の日」(※14)キャンペーン協賛の事業者による取組などと協働し、健康に配慮した商品、メニューなどを通じ、バランスの良い食事に役立つ情報の提供機会を増やすとともに、食品関連事業者が行う食育に関する体験活動の実施を促します。

また、食品リサイクルの取組と協働し、食品リサイクルを通じた食育の推進に努めます。

#### (6) 農林漁業体験を通じた食育推進

県民の皆さんが、食べ物を大切に思う心や食に関する感謝の念を養うためには、食を生み出す農林漁業や農山漁村への理解を深めることが重要です。

このことから、県内において様々なかたちで営まれる農林漁業や豊かな文化、自然に恵まれた農山漁村の価値を再認識し、子どもから高齢者までの幅広い世代で農林漁業体験や地域の食体験が行えるよう、情報発信や取組環境の整備を行います。

#### (7) 食の安全・安心確保に関する取組

県民の皆さんが「安全で安心な食生活」を主体的に実践するためには、自ら食を選択し、適切に食を扱う力を習得することが重要です。

平成20年6月に制定した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(※15)に基づく「食の安全・安心確保行動計画」(※16)により、県民の皆さんが食の安全・安心に関する理解を深め適正な判断、選択を行えるよう、情報提供を充実させるとともに、市町、関係団体、NPOなど多様な主体との連携・協働を深め、食の安全・安心確保に関する取組が地域に根ざした活動となるよう推進します。



#### (8) 食文化の継承と地産地消の推進

地産地消は、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することを通じて、自らの生活や地域のあり方を見直そうとする県民運動として進めています。

地産地消の取組は、消費者と生産者の交流等を深め、地域の特色ある食文化の継承や理解促進につながるとともに、毎日の食生活が食に関わる様々な人々の活動によって支えられていることを認識することで食に関わる人々への感謝の念の醸成につながることから、積極的に推進していくことが必要です。

これまで、NPO等との協働による地産地消の啓発、実践活動の推進や「みえ地物一番の日」キャンペーン協賛企業の事業活動の展開などにより、県民の皆さんの地産地消運動に対する認知や県産品活用への意識が高まってきました。

今後は、県産品の活用だけでなく地域食材を通じて、県民の皆さんに、地域の農林水産業の営みや食文化について、見つめ直すきっかけにしていきたいと考えています。

このため、今後は食品関連事業者や地域の活動と連携して「みえ地物一番の日」キャンペーンを推進する中で、地域農林水産業の営みの「見える化」や食文化の発信を強化します。

#### 4 食育推進運動の展開

食をめぐる取組は幅広い分野にわたるため、食品関連事業者をはじめ多様な関係者との連携協力を図って推進します。

また、市町による食育推進計画の策定とこれに基づく施策の展開について必要な支援を行っていきます。

さらに、食育推進を効果的に進めるため、各種情報の収集分析を適切に行いながら、取組効果の検証や見直しを適宜行います。

#### 第4 目標値

県では、本計画の推進にあたり次の5つの目標を定め、計画に基づく活動を展開し目標達成をめざします。

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加	100%
○学校給食における地場産物を使用する割合の増加	40%
○栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合の増加	40%
○メタボリックシンドロームの予防・改善に努めている人の割合の増加	45%
○県の「食の安全」の取組の認知度の増加	55%

[目標値について]

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることが必要です。このことから、子どもの望まし

い食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。

具体的には、平成22年度に小学生で89.1%、中学生で83.1%となっている割合を、平成27年度までにそれぞれ100%とすることをめざします。

#### ○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において地場産物を使用する割合の増加を目標とします。

具体的には、平成22年度に県平均で27.7%となっている割合（食材数ベース）について、平成27年度までに40%となることをめざします。

#### ○栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、一人一人が「何を」「どれだけ」食べたらよいかを把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要です。そこで、「食事バランスガイド」や「食生活指針」等食生活上の指針を参考に栄養のバランスや量に配慮した食生活を送っている人の割合の増加を目標とします。具体的には、平成23年度において31%となっている割合を平成27年度までに40%以上とすることをめざします。

#### ○メタボリックシンドロームの予防・改善に努めている人の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられます。そこで、このような状態を表す内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の改善のための適切な食事、定期的な運動を継続的に実践している人の割合の増加を目標とします。具体的には、平成23年度に35%となっている割合を、平成27年度までに45%以上とすることをめざします。

#### ○県の「食の安全」の取組の認知度の増加

県民の皆さんが安心して安全な食生活を実践していくには、まず、行政や事業者の取組を知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。このため県民の皆さんの理解を計る指標として「食の安全」の取組認知度の増加を目標とします。

具体的には、平成22年度に48%となっている割合について、平成27年度までに55%となることをめざします。

## ○ 用語の解説

### 1. 栄養教諭

児童・生徒の栄養の指導及び管理を担当する教員。平成16年5月の学校教育法の改正で創設され、学校給食の管理や、食に関する指導の推進をめざして、三重県では平成18年度から配置し、平成22年度までに112名を配置している。

### 2. 食事バランスガイド

栄養をバランスよくとるために、1日にとる料理の組み合わせと、おおよその量をコマのイラストで示したもの。厚生労働省と農林水産省が共同で、「フードガイド（仮称）検討会」を設けて検討を進め、平成17年6月に公表された。

### 3. 共食

家族や友人などと一緒に食事を楽しむこと。

### 4. 家庭教育手帳

文部科学省が作成した家庭教育を支援するための資料。乳幼児期～中学生までの子どもの家庭教育・しつけに関して、具体的な手法などを紹介している。

### 5. 母子保健計画

地域の母子保健の向上と児童の福祉を保護のため、市町村が策定する様々な母子保健に関する計画。

### 6. 次世代育成支援行動計画

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ制定された「次世代育成支援対策推進法」にもとづき国、地方公共団体、事業主などによって策定された計画。

### 7. 食育担当者

「食に関する指導計画」の作成や食に関する指導の内容・方法についての研修、家庭や地域との連携・調整など、学校における食育を推進する中心的な役割を担う者。平成18年度から三重県の小中学校及び県立特別支援学校の校務分掌に位置づけている。

### 8. みえ地物一番給食の日

「みえ地物一番の日」に合わせ、教育委員会と連携して、毎月第3日曜日の直前の木・金曜日を「みえ地物一番給食の日」と設定し、学校給食への地場産物の導入拡大や生産者との交流推進を図っている。

## 9. 除去食

アレルギーの原因食品、例えば牛乳、乳製品、卵、甲殻類等を除いた食事。

## 10. 管理栄養士

栄養士や調理師を指導する立場にあり、一定規模以上の集団給食施設には、管理栄養士を置くことが法律によって義務づけられている。

栄養士法に基づき厚生労働省の免許を受けて、

- ① 傷病者に対する療養のため必要な栄養指導
- ② 個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養指導
- ③ 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等

を行うことを業とする者。

なお、栄養士は、栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、学校・病院・施設・行政などにおいて、栄養の指導などに従事することを業とする者のこと。

## 11. 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、「ヘルスマイト」の愛称で地域での料理講習会などを通して健康な食生活習慣を広めるボランティア。自分や家族の健康管理はもとより、地域住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手として活躍が期待されている。

## 12. みえの食生活指針

国による「食生活指針」を県民の皆さんにとって分かりやすく親しみやすい指針として県が策定したもの。日々の生活の中で、「何をどれだけ食べたらよいか」「どのように食べたらよいか」など、具体的に食生活を改善する方法を紹介している。

## 13. 健康づくり応援の店

三重県では、県民の皆さんの外食や中食を含めた食生活をサポートするために、健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録している。

## 14. みえ地物一番の日

「みえ地物一番の日」は、地産地消運動の一環として、県産食材に触れ、親しむことで、その背景にある自然、文化、農林漁業の営みなどについて、見つめ直していただく機会を増

やすための三重県独自のキャンペーン。

三重県産の食材を一番に優先するという思いを込めて「地物一番」というコンセプトを設定し、家庭の日である毎月第3日曜日とその前日（土曜日）を「みえ地物一番の日」として、協賛いただいている事業者の皆さんにより、三重県産食材がそれぞれの手法でPRされている。

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/chisanm/hp/jimonoichiban/>

#### 15. 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

県民の皆さんが豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくため、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、「県民の健康の保護」「食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」「安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として、平成20年6月に制定。

#### 16. 食の安全・安心確保行動計画

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、三重県食の安全・安心確保基本方針の「基本的方向」「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする年度計画。